解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

奈良県大和郡山市中城町三一三番地

有限会社稲忠総本店

代表清算人　稲田　秀昭

解散公告

当社は、平成二十九年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

広島市中区舟入南三丁目一三番三〇―七一三号

有限会社ハウスバランス

清算人　槙原　久惠

解散公告

当社は、平成二十九年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

山口県長門市油谷蔵小田第二七五六番ノ六

油谷製氷有限会社

清算人　髙木由紀子

解散公告

当社は、平成二十九年十一月十三日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大分市富士見が丘東四丁目一八番一二号

有限会社明和

清算人　安部聰一郎

解散公告

当社は、平成二十九年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味二八二二番地三

有限会社とけし産業

清算人　長濱　徳松

解散公告（第一回）

当社は、平成二十九年十月三十一日付けの新潟県知事の解散認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

新潟県南魚沼市六日町一八〇番地一

南魚沼地域土地開発公社

代表清算人　林　茂男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十九年十月十九日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

岐阜県加茂郡八百津町八百津三九〇三番地の二

八百津町土地開発公社

代表清算人　金子　政則

解散公告（第一回）

当組合は、平成十八年一月十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

愛媛県大洲市中村五二七―三　ｈｅｙｓ　ａｙ　ｖｉｌｌａ　常磐町Ｉ　一〇一号

永長農事組合法人

清算人　池本　真彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月四日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、平成二十九年十月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

大分市大字田原字深田九三六番地

医療法人善和会

清算人　渡邉　大介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月五日

福島県須賀川市前田川字仲屋敷二二番地

宗教法人真如院

清算人　鈴木　絹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道美唄市字美唄一七一八番地、最後の住所北海道美唄市字美唄一七一八番地（南美唄町仲町）　被相続人　亡　谷内　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

事務所札幌市中央区北二条西九丁目一番地

ウォールアネックス三階　弁護士法人土屋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土屋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水上町一条一丁目四〇番地一〇、最後の住所札幌市白石区菊水上町一条一丁目四〇番地一〇サーム菊水弐番館三〇七号　被相続人　亡　津田　友博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

事務所札幌市中央区北二条西九丁目一番地

ウォールアネックス三階　弁護士法人土屋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土屋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍盛岡市紺屋町一二八番地、最後の住所盛岡市神明町六番六―六〇九号　被相続人　亡　袰岩　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月五日

盛岡市中央通一丁目一一番一七号第二大通ビル二階　相続財産管理人　石井　彩

第12期決算公告

平成29年12月5日

岩手県盛岡市本町通三丁目16番1号

株式会社こずかたサービス

代表取締役　髙橋　俊雄

貸借対照表の要旨

（平成29年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	471,655
	固定資産	109,593
	合計	581,248
負債及び純資産の部	流動負債	111,354
	固定負債	34,316
	株主資本	435,578
	資本金	30,000
	利益剰余金	405,578
	その他利益剰余金	405,578
	（うち当期純利益）	(66,538)
	合計	581,248